

平成25年6月6日  
株式会社 中国銀行

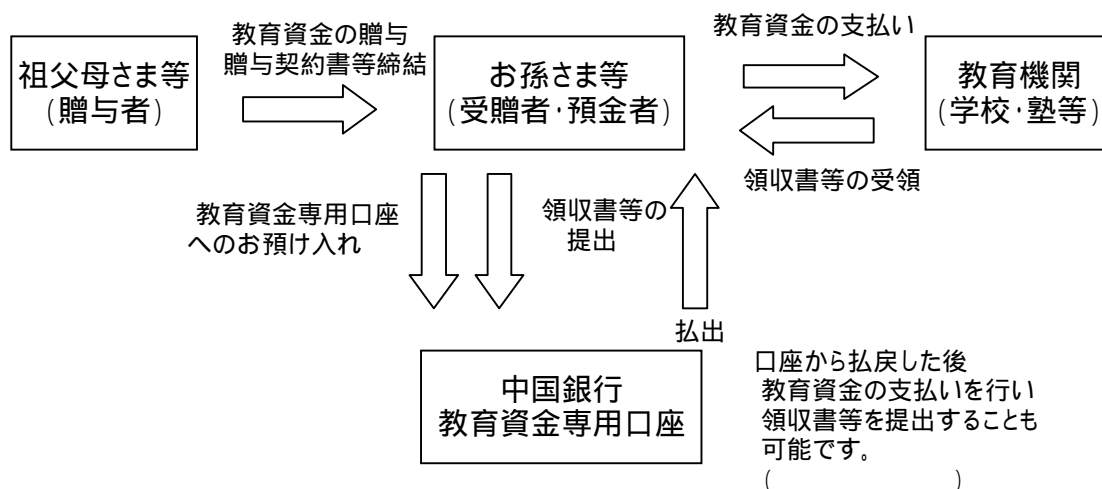
## 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」にかかる 専用口座の取扱開始について

当行では、6月10日(月)より、平成25年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した専用口座の取扱いを開始します。

### 1. 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の概要

平成27年12月30日までに、お孫さま等に対して、祖父母さま等の直系尊属が教育費(入学金・授業料など)を贈与し金融機関に預入れいただいた場合、最大1,500万円まで贈与税が非課税となります。

### 2. 商品のしくみ



### 3. 商品の特徴

- (1) お孫さま等(受贈者)お一人あたり1,500万円まで預入れできます。
- (2) 本口座に預入れいただいたご資金を教育資金の支払いに充当した場合、最大1,500万円までが非課税となります(その内、塾や習い事など、学校等以外への支払いは500万円までが対象となります)。
- (3) 非課税措置が適用となるには、教育資金に充当したことを証明する領収書等の提出が必要となります。
- (4) 手数料は無料です。

#### 4. 商品概要

項 目	内 容
ご利用いただける方	祖父母さま等の直系尊属の方から教育資金の贈与を受けられた 30 歳未満のお客さま
対象となる預金	普通預金（「教育資金専用口座開設・追加預入申込書」により申込みしていただきます）
適用金利	店頭表示金利（普通預金利率）
口座開設方法	営業店の窓口で普通預金口座を開設していただきます。
取扱開始日	平成 25 年 6 月 10 日（月）
預入期限	平成 27 年 12 月 30 日（水）まで
預入限度額	1,500 万円（利息は預入限度額に含みません）
預入方法	口座開設店の窓口で預入れいただけます。 預入金額は 1 円以上 1 円単位です。 預入れの対象資金は、非課税措置の適用を受ける目的で贈与契約の締結日より 2 か月以内におこなったものに限定させていただきます。
引出方法	口座開設店の窓口でお引出しいただけます。 引出し方法には、お客さまご自身で教育資金を支払い後に領収書等を当行に提出のうえ当該資金を引出す方法と、口座から引出し後に教育資金の支払いに充当のうえ、領収書等を翌年 3 月 15 日までに窓口にご提出いただく方法があります。 上記のいずれの場合も、教育資金の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提出いただけます。 キャッシュカードはご利用いただけません。
手数料	無料
取扱店舗	全店 （ただし受贈者お一人につき 1 金融機関、1 営業店、1 口座に限定）
本口座の解約について	次のいずれかの早い日に教育資金専用口座のご利用は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます（通常の預金口座として引続きご利用になることはできません）。 預金者（お孫さま等）が 30 歳になられた場合 預金者（お孫さま等）が亡くなられた場合 残高がなくなり、預金者（お孫さま等）から口座解約の申し出があった場合

以 上